

1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

・・・ 2

公 示

◎ 1人1車制個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付で公示した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

平成30年 1月18日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 平成29年12月1日から平成29年12月28日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 平成29年10月1日から平成30年1月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	平成30年3月14日（水） ① 特別区・武三交通圏、京浜交通圏 13時20分から15時00分まで ② その他の交通圏 13時20分から14時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

（備考）試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246